

令和4年11月吉日
紀北信用金庫

未利用口座管理手数料の新設のご案内

紀北信用金庫（理事長 森浦克好）は、長期間ご利用のない口座の不正利用を防止する観点から、未利用口座管理手数料を新設いたしますのでお知らせします。

対象となるお客様には、この費用の一部をご負担いただくこととなりますが、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和5年1月1日

2. 未利用口座管理手数料の概要

手数料金額 年間1,320円（税込）

対象口座 普通預金口座、貯蓄預金口座

・普通預金口座は、総合口座、決済用口座を含みます。

（令和4年12月31日以前に開設された口座を含みます。）

未利用期間（令和5年1月1日以降の未利用期間）

最終のご利用（お預入れまたはお引出し）日から2年以上。

（令和4年12月31日以前の期間は未利用期間に含みません。）

ただし、以下の場合は対象となりません。

① 当該口座の残高が1万円以上である場合

② お取引店において、定期性預金、国債、出資金、保険契約（共同募集分は含まれません。）等がある場合

③ お借入れがある場合（カードローン契約があり、利用が無い場合も含みます。）

3. 未利用口座となった場合の取扱い

- ・対象となった口座を対象顧客の住所に「ご案内」を送付いたします。
- ・「ご案内」から3か月経過後も利用またはご解約がない場合、未利用口座管理手数料を、毎年1回、当金庫所定の方法にて口座から引落しをいたします。
- ・入出金などに利用または解約の場合、未利用口座管理手数料はかかりません。
未利用口座管理手数料を引落しの際、残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、預金残高全額を引落し、当該口座を自動的に解約といたします。
- ・未利用口座管理手数料の返却はしません。また、解約となった口座の再利用はできませんのあらかじめご了承ください。

以上